令和７年度第２回

大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和８年２月４日（水）午後１時30分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和７年度第２回　大船渡市国民健康保険運営協議会　会議録

令和８年２月４日（水）午後１時30分開議

会議日程

１　開　　会

２　あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　報　　告

⑴　報告第１号　令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について

５　議　　事

⑴　諮問第１号　令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を定めることについて

⑵　諮問第２号　令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第１号）を定めることについて

⑶　諮問第３号　令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて

⑷　諮問第４号　令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

６　そ　の　他

７　閉　　会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（８名）

公益代表委員

刈　谷　　忠　君	小　松　由　美　君

保険医・保険薬剤師代表委員

星　田　　徹　君	滝　田　　有　君

被保険者代表委員

及　川　久美子　君	及　川　艶　子　君
佐々木　博　子　君	刈　谷　由　里　君

欠席委員（４名）

公益代表委員

山　本　勝　夫　君	佐　藤　美智子　君

保険医・保険薬剤師代表委員

熊　谷　英　人　君	金　野　良　則　君

事務局出席者

市民生活部長	安　居　清　隆　君
市民生活部国保医療課長	佐々木　直　央　君
総務部税務課長	山　下　浩　幸　君
保健福祉部健康推進課長	藤　田　一　枝　君
市民生活部国保医療課長補佐	新　田　　進　君
市民生活部国保医療課係長	志　田　和　則　君
市民生活部越喜来診療所係長	澤　田　智　史　君

午後１時30分開会

○市民生活部長（安居清隆君）　本日はご多用のところ、また寒さの厳しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから「令和７年度第２回大船渡市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

始めに、本国保運営協議会会長の刈谷様よりご挨拶をいただきます。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君）　委員の皆様にはご多忙のところ、今年度第２回目の協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、報告事項として令和７年度の事業勘定の補正予算を、諮問事項として、令和７年度の事業勘定と診療施設勘定の補正予算、令和８年度の事業勘定と診療施設勘定の当初予算について審議するということになってございます。

皆様には、忌憚のないご意見等をいただきながら進めていければというふうに思っておりますので、どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君）　ありがとうございました。本日は、委員８人の皆様にご出席いただいております。

また、事前に報告のあった欠席者は、山本勝夫委員、佐藤美智子委員、金野良則委員の３名でございます。熊谷委員につきましては、出席報告をいただいておりますが、間もなくお見えになるかと思われます。

本会議につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第４条に定める定足数を満たしておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、ここからの議事進行につきましては、条例施行規則第２条により、会長が務めることとされております。それでは、刈谷会長、よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　それでは、議事を進行させていただきます。

始めに、次第の３の会議録署名委員の指名でございますけども、公益代表の小松由美委員と、被保険者代表の及川久美子委員のお二人を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次第４の報告に入らせていただきます。

報告第１号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について」、事務局からの説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君）　国保医療課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては事前にお配りいたしましたが、次第の他に資料１から５と補足資料となってございます。不足している場合は、お知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、報告第１号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について」、令和７年 12 月 23 日の市議会にて可決されましたので、専決処分の例にならい、ご報告いたします。

本来、国民健康保険の特別会計に係る予算につきましては、本運営協議会の諮問に付すべきところでありますが、今般は市議会開会中の追加提案となり、皆様にご審議いただくための時間的な余裕がなかったことから、議決された内容を報告させていただくものです。

資料１の１ページをご覧ください。

今般の補正予算は、岩手県の例に準じた給与の改定に伴う人件費の調整によるもので、補正額は、歳入・歳出それぞれ 200 万 6,000 円の増額となっており、歳入・歳出の総額をそれぞれ 38 億 9,962 万円とするものです。

（１）歳入でございます。

（６款）繰入金 200 万 6,000 円の増。人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額したものです。

次に、（２）歳出でございます。

（１款）総務費 200 万 6,000 円の増。給与改定に伴い、職員の人件費を増額したものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　それでは、ただいま説明がありました市議会で既に議決になった案件でございます。

これについて、何か皆様からご質問ございませんでしょうか。

（「なし」）

○議長（刈谷忠君）　それでは、以上で第４の報告を終わります。

続きまして、次第５の議事に入らせていただきます。諮問第１号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を定めることについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君）　それでは、諮問第１号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料２の１ページをご覧ください。

今般の補正予算は、年度末を迎えるに当たり、各費用の内容を精査した決算見込みによるもので、補正額は、歳入・歳出それぞれ 3,243 万 1,000 円の増額となっており、歳入・歳出の総額をそれぞれ 39 億 3,205 万 1,000 円とするものです。

以下、歳入・歳出とも、款ごとに主な項目について御説明いたします。別添の「補足資料」に予算科目等の説明がございますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

始めに、（１）歳入でございます。

（１款）国民健康保険税 1,100 万円の減。令和７年 12 月までの納付実績をもとに減額す

るものです。

（４款）県支出金 684 万 1,000 円の減。内訳は、市が行う保険給付に対して県から交付される普通交付金の減額、市町村の取組を評価し交付される特別交付金の増額によるものです。

（６款）繰入金 489 万 9,000 円の減。事業費の再算定に伴う減額でありますが、保険税軽減対象者の減に伴い、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金が減額となるものです。

（８款）諸収入 1,178 万 3,000 円の増。過年度分診療報酬の確定に伴う差額分の返還金が増額するものです。

次に、（２）歳出でございます。

（２款）保険給付費 900 万円の減。給付実績等に基づく支出額の精査によるもので、内訳は高額療養費 1,000 万円の減、出産育児一時金 100 万円の増によるものです。

（５款）基金積立金 2,863 万 2,000 円の増。歳入歳出調整による増額分を積み立てるものです。

（６款）諸支出金 1,279 万 9,000 円の増。過年度の県支出金等の返還額確定による増額分です。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございました。それでは、皆さんからご質問等いただければと思います。何かございませんでしょうか。

（「なし」）

それでは、お諮りいたします。諮問第１号について、原案を承認される旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」）

ご異議がないようですので、諮問第１号について、原案を承認することといたします。

続きまして、諮問第２号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第１号）を定めることについて」、事務局からの説明をお願いします。

○国保医療課長（佐々木直央君）　それでは、諮問第２号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第１号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

なお、診療施設勘定は、４つの国保診療所に係る関係予算でございます。

資料３の１ページをご覧ください。

今般の補正予算は、先ほどの事業勘定と同様、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによるもので、補正額は、歳入・歳出それぞれ 380 万 4,000 円の減額となっており、歳入・歳出の総額をそれぞれ２億 4,246 万 5,000 円とするものです。

以下、歳入・歳出とも、款ごとに主な項目について御説明いたします。

始めに、（１）歳入でございます。

（１款）診療収入 984 万 7,000 円の減。決算見込みによる減額です。

（４款）繰入金 196 万 7,000 円の増。診療報酬の減収等に伴う運営費の不足分を一般会計から補填するため増額するものです。

次に、（２）歳出でございます。

（１款）総務費 84 万円の減。決算見込みによる事務費等の減額です。

（２款）医業費 300 万円の減。決算見込みによる医薬品購入費等の減額です。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございます。それでは皆様より、質疑を受け付けいたします。特にございませんでしょうか。

（「なし」）

それでは、お諮りいたします。諮問第２号について、原案を承認される旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」）

ご異議がないようですので、諮問第２号について、原案を承認することといたします。

次に、諮問第３号「令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて」、事務局から説明をお願いします。

○国保医療課長（佐々木直央君）　それでは、諮問第３号「令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料４の１ページをご覧ください。

始めに、１の基本的な考え方の歳入ですが、国民健康保険税については、人口減少による被保険者数の減少等により、前年度と比較して 3,152 万円 1,000 円、率にして 5.0％の減と見込んでおります。

次に歳出ですが、総務費については、人件費やシステム関連費用の増加により、458 万 1,000 円、4.6％の増となっております。

保険給付費については、被保険者数が減少傾向にあることなどを踏まえ、１億 481 万 1,000 円、3.7％の減と見込んでおります。

市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じて県に納付する「国民健康保険事業費納付金」については、被保険者数の減少等に伴い、当市全体の納付金では 7,850 万 1,000 円、8.7％の減となり、被保険者１人当たりの納付金では、前年度と比較して 2,380 円の減、県平均と比較した場合は、1,096 円低い結果となっております。

なお、現在は市町村ごとに国保税の税率を設定していますが、岩手県では県内における保険税水準の統一化を目指しております。まずは令和７年度から段階的に医療費水準の差異の反映を縮小しており、令和 11 年度には、医療費水準を反映しない「納付金ベースの統一」を行うこととしています。

次に、２の予算概要でございますが、予算総額は 37 億 1,985 万 2,000 円で、前年度より

１億 7,162 万 3,000 円の減となっております。

以下、歳入、歳出とも款ごとに予算額等について、申し上げます。

始めに、（１）歳入でございます。

（１款）国民健康保険税６億 426 万 2,000 円。

（４款）県支出金 27 億 3,234 万円。保険給付費等に係る普通交付金等の減額などにより、前年度より 3.5％の減となっています。

（６款）繰入金３億 7,244 万 6,000 円。一般会計からの繰入金で、10.2％の減となっております。これは、法律で定められている保険税の軽減分や職員給与費等に要する経費への繰入れです。

（８款）諸収入 909 万 6,000 円。第三者行為による納付金などです。

次に、２ページをお開き願います。（２）歳出でございます。

（１款）総務費１億 496 万 8,000 円。職員給与やシステムの運用等に係る関連費用を計上しております。

（２款）保険給付費 26 億 9,224 万 9,000 円。保険者が負担する給付費などで、被保険者数の減少等による療養給付費 9,460 万円の減などにより、前年度より 3.7％の減となっております。

（３款）国民健康保険事業費納付金８億 2,694 万 2,000 円。先ほど申し上げましたとおり県へ納付するものであり、前年度より 8.7％の減となっております。

（４款）保健事業費 3,526 万円。特定健康診査・特定保健指導、医療費通知、レセプト点検事業、ジェネリック医薬品の差額通知等に係る費用を計上しております。

なお、来年度から特定健康診査の受診率向上を図るため、従来の集団健診に加え、気仙医師会の協力のもと、開業医などの医療機関において個別健診を実施する予定です。

（５款）基金積立金 3,495 万 6,000 円。当市国保の貯金であります財政調整基金への積立金となりますが、基金残高は今年度末で約３億 3,000 万円になる見込みであります。この基金への積み立ては、国保の財政運営が健全である目安にもなるものと考えております。

（６款）諸支出金 2,447 万 7,000 円。国保税の還付金、診療施設勘定への繰出金となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございました。それでは皆様より、ご質問等いただければと思います。

それでは私のほうからですけども、新年度予算案が出ましたが、今後の国保財政の見通しとしてはどのようになるのでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君）　国保につきましては、現在、歳入・歳出の調整による積立ができておりまして、健全財政であると捉えております。

また、後で別にお話しさせていただこうと考えていましたが、以前の会議で説明させていただいた、来年度より国保制度が変更になるところがありまして、今回の予算を承認いただ

いた後にはなりますが、見直したいと考えております。
そちらについては、改めてご説明させていただくことを予定しております。
○議長（刈谷忠君）　そうしますと繰越金が確保でき、積み立てもできるという状況ということですね。
○国保医療課長（佐々木直央君）　そのとおりでございます。
○議長（刈谷忠君）　ありがとうございます。このほか、皆さんの方から何かございませんでしょうか。
（「なし」）
それでは、お諮りいたします。諮問第３号について、原案を承認される旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。
（「なし」）
ご異議がないようですので、諮問第３号について、原案を承認することといたします。
次に、諮問第４号「令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」、事務局から説明をお願いします。
○国保医療課長（佐々木直央君）　それでは、諮問第４号「令和８年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。
資料５の１ページをご覧ください。
始めに、１の基本的な考え方の歳入ですが、診療収入については、令和７年度の決算見込みや、近年の感染症の影響等を考慮し、208 万 7,000 円、率にして 1.6％の減と見込んでおります。繰入金については、公債費の減額により一般会計からの繰入金が 302 万 5,000 円減となっております。
次に、歳出ですが、総務費は綾里診療所・歯科診療所の外壁改修工事などにより 3,098 万 2,000 円、18.3％の増、医業費は医療機器購入などの増により 12 万円、0.2％の増と見込んでおります。
次に、２の予算の概要でございますが、予算総額は２億 6,568 万円で、前年度より 1,941 万 1,000 円の増となっております。
以下、歳入、歳出とも款ごとに、予算額等について、申し上げます。
（１）歳入でございます。
（１款）診療収入１億 2,589 万 9,000 円。診療報酬や諸検査収入等です。
（４款）繰入金１億 532 万 3,000 円。診療所の運営等に係る一般会計及び国保事業勘定からの繰入金で、202 万 5,000 円の減となっております。
（７款）市債 3,230 万円。綾里診療所・歯科診療所の外壁改修工事費用と、医療機器の購入に充てるための借入れです。
（２）歳出でございます。
（１款）総務費２億 60 万 3,000 円。職員給与費や施設維持管理費、研究研修費などです。

（２款）医業費 5,572 万 6,000 円。医療機器の維持費、医薬品等の購入費、越喜来診療所における超音波診断装置購入等の経費も含まれております。

（３款）公債費 935 万 1,000 円。過去の医療機器購入等において、借入れした市債に係る元金や利子の償還金です。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございました。それでは、ご質問等いただければと思います。ございませんでしょうか。

（「なし」）

ないようですので、お諮りいたします。諮問第４号について、原案を承認される旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」）

それでは、諮問第４号について、原案を承認することといたします。

以上で議事を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

○市民生活部長（安居清隆君）　刈谷会長におかれましては、議事を進行していただき大変ありがとうございました。次に、次第６その他でございます。委員の皆様から、何かございますか。

（「なし」）

ないようですので、それでは、事務局のほうからお知らせがございます。

○国保医療課長（佐々木直央君）　では、事務局から２点お知らせいたします。

１点目は、越喜来診療所における院外処方への移行についてです。

越喜来診療所では、国が進める「医薬分業」の方針に基づき、医療の質の向上を目的として、本年２月から薬の処方を院外処方に移行しました。これまで診療所内でお渡ししていた薬は、ご希望の保険薬局で受け取っていただくことになりましたので、お知らせいたします。

市内の医療機関におきましては、ほとんどが院外処方という取り扱いでございますが、診療所におきましても同様に院外に変わるということになります。

２点目でございますが、第３回運営協議会についてご案内いたします。

前回の運営協議会でも触れましたが、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて徴収する「子ども・子育て支援金制度」が令和８年度より創設されます。

本件につきまして、来月、第３回運営協議会を開催し、説明いたしたいと考えておりますので、年度末のお忙しい時期となりますが、何卒よろしくお願いいたします。以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君）　ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（滝田有君）　気仙医師会の滝田です。

先ほど、越喜来診療所が２月から院外処方ということで、非常に喜ばしく思ったところで

すが、吉浜診療所と綾里診療所については、院外処方を進める方針というのはあるのでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君）　綾里診療所につきましては、既に平成 28 年 10 月より、院外処方にしております。こちらは、市の常勤医師が年度途中で退職されるということになりまして、当時、綾里地区に、民間の薬局があったということもありまして、その時点から、院外処方にしておりました。吉浜診療所につきましては、現在も院内処方になっております。

越喜来診療所が院外処方に切り換えた理由の一つとしましては、診療所の向かいに新しく薬局が開局したということで、患者の利便性等の問題が解消されたために移行したところです。

吉浜診療所につきましては、国の方針などを踏まえながら、院外処方について検討を進めるところです。

○保険医・保険薬剤師代表委員（滝田有君）　分かりました。ありがとうございます。

○市民生活部長（安居清隆君）　そのほかございませんでしょうか。

それではこれをもちまして、令和７年度第２回大船渡市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後２時 10 分閉会